

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和4年7月25日 23時00分ごろ
発生場所	大分県佐伯市蒲戸埼北東方沖 保戸島港防波堤灯台から真方位120° 2.7海里付近 （概位 北緯33°04.6′ 東経132°03.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートDaishoは、船外機を中立運転とし、ウインチを使用して揚錨中、船外機が停止し、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Daisho、5トン未満（長さ6.58m） 294-14762大分、株式会社大翔工業 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力128.7kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア96mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成元年6月進水
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型・特殊（令和2年5月14日をもって失効中）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者ほか2人が乗り、蒲戸埼北東方沖の釣り場に到着し、船外機を中立運転とし、錨泊していか釣りを行った後、釣り場を移動しようとして、操縦者がアンカーロープをウインチで巻き上げていたところ、突然、電子機器の電源が切れるとともに、船外機が停止し、再始動できなくなった。</p> <p>操縦者は、航行不能と判断して118番通報を行い、来援した巡視艇搭載のジャンプスタータ（バッテリーが過放電状態となったときに使用する外付けバッテリー）を使用してバッテリーの復旧を試みたところ、船外機を始動でき、本船は、巡視艇が伴走する下、自力で航行して出航地に戻った。</p> <p>本船は、操縦者が平成29年5月に中古で購入し、本インシデント発生まで約5年間、バッテリーの電圧の計測などの点検が実施されていなかった。</p>
分析	本船は、約5年間バッテリーの点検が実施されていない中、船外機を中立運転とし、ウインチを使用して揚錨中、バッテリーが経年劣化により充電容量が低下して過放電状態となったことから、船外機が停止し

	<p>て再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操船を行ってはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、約5年間バッテリーの点検が実施されていない中、船外機を中立運転とし、ウインチを使用して揚錨中、バッテリーが経年劣化により充電容量が低下して過放電状態となったため、船外機が停止し、再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、定期的にバッテリーの電圧の計測などの点検を実施し、蓄電容量が低下したバッテリーは交換すること。</li> <li>・ 操縦者は、小型船舶操縦免許証の更新手続きを適切に行い、有効な免許証を保持した上で操船に当たること。</li> <li>・ 船長は、バッテリー上がりに対応的に対処するため、ジャンプスタータを備えておくことが望ましい。</li> </ul>